

野外焼却（野焼き） は禁止されています！

不適正な焼却ではダイオキシン等が発生し環境への悪影響が生じます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）によって、特定の場合を除き廃棄物の焼却は禁止されています。



穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却、ブロック積み焼却等はすべて野焼きとなります。絶対に行わないでください。

罰則

**違反すると懲役 5 年以下又は
1,000 万円以下の罰金又は
その併科に処せられます。**



〒852-8061

長崎県長崎市滑石1-9-5

長崎県西彼保健所

TEL(095)856-5022

FAX(095)856-0692

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十六条の二（焼却禁止）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

施行令第十四条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次の通りとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの